

免許申請に必要な書類について（薬剤師）

【新規免許申請】

- ①薬剤師免許申請書 注) 合格番号・氏名・本籍地を原本照合するので**合格証書の原本を持参**すること
- ②診断書（発行から1ヶ月以内のもの）
- ③戸籍謄（抄）本又は住民票の写し（※1）（発行から6ヶ月以内のもの）
- ④収入印紙 30,000円
- ⑤（任意）官製はがき（登録済証明書用） ※登録済証明はオンライン発行を推奨

【名簿訂正・書換交付申請】 ※名簿訂正のみ申請する場合は、②、⑤、⑦は提出不要

- ①薬剤師名簿訂正申請書
- ②薬剤師免許証書換交付申請書
- ③遅延理由書（※2）
- ④変更事項を証する戸籍謄（抄）本（※3）（発行から6ヶ月以内のもの）
- ⑤薬剤師免許証
- ⑥収入印紙（名簿訂正：1,000円・書換交付：2,750円）
- ⑦（任意）官製はがき（登録済証明書用） ※登録済証明はオンライン発行を推奨

【免許証再交付申請】

- ①薬剤師免許証再交付申請書
- ②戸籍謄（抄）本（※3）または住民票の写し（※1）（発行から6ヶ月以内のもの）
- ③薬剤師免許証（毀損の場合） 紛失の場合は免許証の写しがあれば添付
- ④（※4）罹災証明書
- ⑤紛失・毀損に関する調査・意見書（申請窓口で作成、罹災証明書がある場合は不要）
- ⑥収入印紙 2,750円
- ⑦（任意）官製はがき（登録済証明書用） ※登録済証明はオンライン発行を推奨

【名簿削除申請】

- ①薬剤師名簿登録削除申請書（※5）
- ②死亡又は失踪の事実が確認できる書類（死亡診断書、戸籍謄（抄）本、失踪宣言を証する書類等（コピー可））
- ③遅延理由書（※6）
- ④薬剤師免許証
- ⑤（死亡又は失踪以外の理由のみ）登録削除申請に関する調査及び意見書（申請窓口で作成）

※1 住民票は本籍地の記載がされており、かつ、マイナンバーの記載がないものとする。

合格証書の氏名・本籍地が異なる場合は住民票は不可。

受験票提出後に婚姻等で氏名・本籍地に変更が生じた場合も、その歴を確認するため住民票は不可。

※2 変更事由発生の翌日から30日を過ぎた場合に必要。

※3 名簿訂正と書換交付、再交付を同時に申請する場合は、戸籍謄（抄）本の添付は1通で差し支えない。

※4 被災により免許証を紛失した場合

※5 死亡又は失踪の理由とそれ以外の理由で、申請様式が異なるので注意。

※6 死亡又は失踪の宣告の日の翌日から30日を過ぎた場合のみ必要。